

インターネットバンキングを利用した 還付金詐欺にご注意ください

最近、インターネットバンキングの申し込みを悪用した還付金詐欺が他の金融機関で発生しているとの報道があります。

インターネットバンキングをお申し込みのお客様、ご利用のお客様におかれましては、下記の事項をご参照いただき、被害に遭うことのないようご注意ください。

<詐欺の主な手口>

- 犯人は、公的機関（税務署、市役所等）や保険会社等を名乗って「〇〇の還付金があります」と電話をかけてきます。
- 「還付金を受け取るためには、インターネットバンキングの申し込みが必要となります」と言葉巧みに誘導し、インターネットバンキングの申し込みをさせます。
※犯人がインターネットバンキングの申込書をお客様に郵送してくるケースもございます。
- 後日、インターネットバンキングのご契約が完了したところを見計らって、犯人は再度電話をかけてきます。
- 「還付の手続きを行うため、契約者番号やパスワードを教えてください」と、お客様の重要情報を巧みに聞き出し、インターネットバンキングに不正にログオンし、お客様の口座から犯人が保有する口座へ不正な振込を行います。

<お客様にご注意いただきたいこと>

1. インターネットバンキングのお申し込みによって、保険金等の還付が行われることはありません。
2. 当金庫、公的機関（税務署、市役所等）や保険会社等が電話や手紙等により、お客様にパスワード等の重要情報をお尋ねすることは一切ございません。
パスワード等の重要情報は絶対に第三者に教えないでください。
3. 当金庫以外の第三者がインターネットバンキング申込書をお客様へ送付することはございません。
4. 万が一、お客様に次のような事例が発生いたしましたら、ただちに当金庫お取引店までご連絡ください。状況に応じてインターネットバンキングの利用停止手続きを行います。

- ①お客様に上記のような不審な電話があった場合
- ②当金庫以外の送り主よりインターネットバンキング申込書の送付があった場合
- ③第三者に契約者番号、パスワード等を教えてしまった場合

